

市第26号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

セントラルヒルズ壱番館
ボヌール緑園

を

」

「

セントラルヒルズ壱番館

に改める。

」

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

提 案 理 由

ボヌール緑園を廃止するため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第 3 条第 2 項）

2 借上げによる市営住宅

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市泉区
セントラルヒルズ壱番館	
ボヌール緑園	
(省 略)	
(省 略)	